

若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活 支援事業のご案内

熊谷市では、AYA世代の終末期がん患者が自宅で安心して療養生活を送ることができるよう患者及びその家族の介護と経済的負担の軽減を図ることを目的として、在宅療養に必要な生活支援費用の助成を行います。

対象者

以下の要件を全て満たす方

- 申請日において熊谷市に住民登録がある方
- がん患者で、医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方
- 20歳以上40歳未満の方
または、18歳以上20歳未満で、小児慢性特定疾病医療費助成等、他の支援・助成制度を受けていない方

対象となるサービス等

- 訪問介護、訪問入浴介護の利用及び福祉用具の貸与
- 福祉用具の購入
- 申請時に必要となる意見書の作成

助成金額及び上限額

対象となるサービス等の利用料及び福祉用具の購入費の9割
(意見書の作成料については全額)

各項目の助成額の上限は以下のとおりです。

- 訪問介護、訪問入浴介護の利用料及び福祉用具の貸与費用の合計
上限 72,000円/月
- 福祉用具の購入費用 上限 90,000円/1回のみ
- 意見書作成料 上限 5,000円/1回のみ

【お問い合わせ先及び申請窓口】※令和8年4月～

熊谷市こども健康部健康推進課 健康企画係(くまキッズ内 熊谷市保健センター1階)

TEL 048-528-0601 FAX 048-526-1950

〒360-0816 熊谷市石原三丁目27番地

受付日時:月曜日～金曜日(土日・祝日を除く) 8時30分～17時15分



申請の流れ

利用申請

以下の書類を健康推進課(申請窓口)に持参・郵送のいずれかの方法で提出してください。

- ・熊谷市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用申請書(様式第1号)
- ・熊谷市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業意見書(様式第2号)
- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

※ 郵送の場合は本人確認書類の写しをお送りください。
申請者、利用者、受任者の全員分をご用意ください。

利用決定の通知

申請内容を審査し、利用の可否を決定します。
決定後、市から決定通知書を郵送します。

サービス等の利用、 福祉用具の購入

利用決定後、サービスの利用や福祉用具の購入を行ってください。

事業者への 代金支払い

サービス提供事業者等から請求された全額を支払い、領収書と明細書の発行を受けてください。

熊谷市への請求

以下の書類を健康推進課(申請窓口)に持参・郵送のいずれかの方法で提出してください。

- ・熊谷市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業助成金交付申請書兼請求書(様式第8号)
- ・意見書作成機関、サービス提供事業者等が発行する領収書(原本)
- ・内容、金額等が記載された明細書(原本)
- ・金融機関名、支店名、口座番号がわかるもの(通帳の写し等)

※ サービス等の利用及び購入と同年度(4月から翌年3月末まで)に請求してください。請求が遅れる場合は、事前に健康推進課へご連絡ください。

請求者への支払い

請求内容を審査し、適当と認められた場合は、指定の口座に助成金を振り込みます。

申請書兼請求書のダウンロード、
事業の詳細についてはこちらから
ご確認ください

